

## トータルプランふうふ(夫婦年金保険付夫婦保険)

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

### 商品の特徴

- ・一つの契約でご夫婦の保障があります。
- ・保障と年金を生涯にわたって提供します。
- ・死亡保障はご夫婦とも同じ金額になります。
- ・年金の支払は、主たる被保険者の一生涯と、主たる被保険者が亡くなった後の配偶者である被保険者の一生涯にわたります。
- ・契約者(主たる被保険者)が保険料払込期間中にお亡くなりになったり、一定の身体障害になられたときは、以後の保険料の払込みは必要ありません。
- ・保証期間(15年)付ですから、保証期間内に、主たる被保険者及び配偶者である被保険者がともに亡くなった場合は、残りの保証期間、年金継続受取人(保険契約者)が引き続き年金をお受け取りになれます。

### しくみ

- ・年金は、年6回に分割して支払われます。
- ・保険料(特約保険料を含む。)の払込みは、年金支払開始日の前日までです。

トータルプランふうふには、他に年金支払開始後の保険金額を基準保険金額の5分の1とするものがあります。

**注意事項**

- ・ 倍額保険金額は、死亡の時期にかかわらず、年金支払開始後に支払う死亡保険金額と同額となります。

**基本保険金額1,000万円**

災害特約保険金額 1,000万円

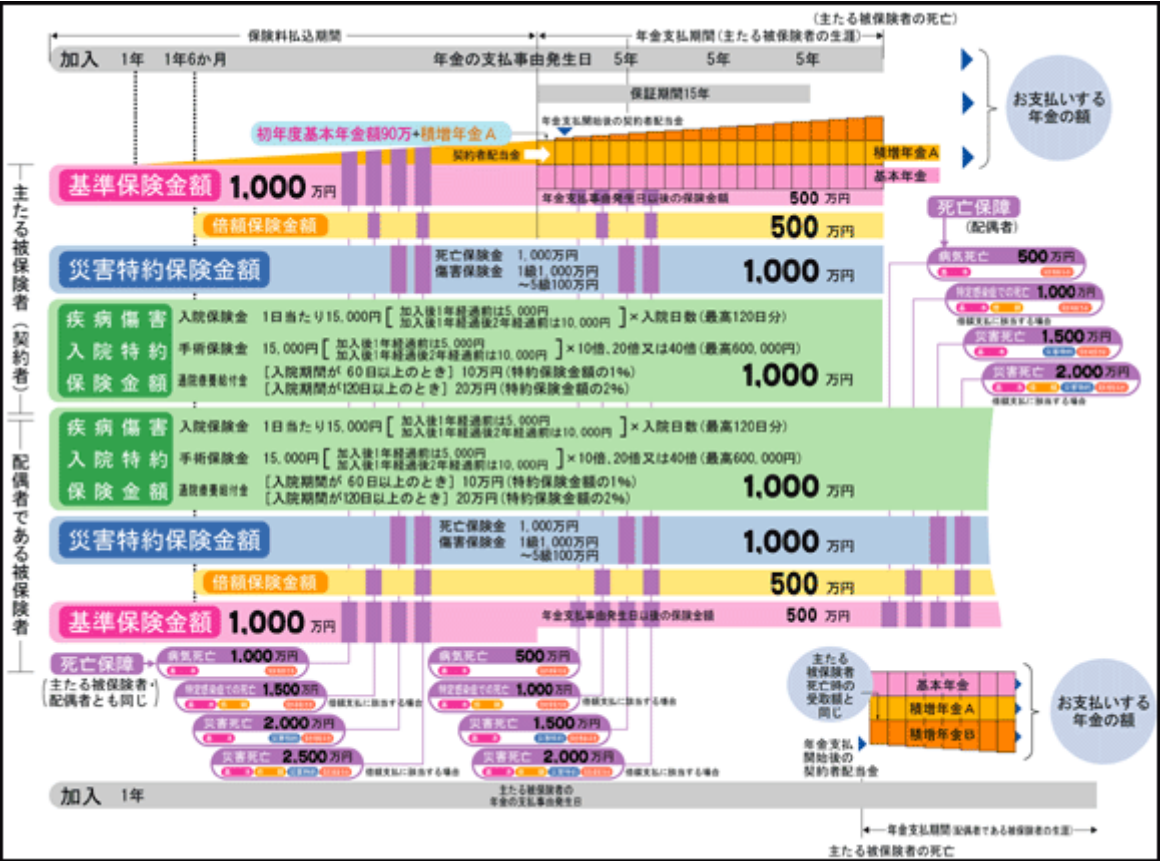
年金支払事由発生日以後の保険金額 500万円

(基準保険金額の1/2)

**に加入の場合**

疾病傷害入院特約保険金額 1,000万円

初年度基本金額90万円(基準保険金額の9.0%)



**基準** 被保険者が亡くなられたとき。

**倍額** 加入後1年6か月を経過し、事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき(重大な過失等がない場合)又は特定感染症で亡くなられたとき。

**災害特約** 事故・災害で被害後180日以内に亡くなられたとき。

**契約者配当金** 1年経過後から契約者配当金の発生状況により積み立てられ、契約が年金支払開始までに消滅した場合に支払うほか、年金支払開始後は年金の積増しに充てられます。

- ・ 一つの基本契約に付加できる特約は、災害特約と入院特約のうちのいずれか2種類(合わせて最高3種類まで)でした。ただし、特約種類によっては重複して付加できない場合等がありました。
- ・ 特約保険金の支払額は、特約の種類ごとに通算して、その特約の特約保険金額をもってその限度としました。
- ・ 通院療養給付金は入院保険金の支払対象となる入院を60日以上継続し、退院後も引き続き通院や療養が必要な場合に支払います。